

南砺市農業委員会第8回総会会議録

- 1.招集日時 令和 6年 2月 6日
- 2.開会時刻 令和 6年 3月 4日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 令和 6年 3月 4日 午後3時38分
- 4.場 所 南砺市役所 302 会議室
- 5.委員定数 19名
- 6.出席委員 19名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	欠員		14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第34号 農用地利用集積計画（案）の決定について

第3 協議第8号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外に

ついて

協議第 9 号 農地の賃借料情報について

協議第 10 号 令和 6 年度南砺市農作業標準料金について

第 4 報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由里

9.会議の概要

事務局長

定刻となり本日ご出席予定の方全員が揃いましたので始めたいと思います。

非常に残念なお知らせなのですが、当農業委員会の平田委員が辞職ということになりました。体調が悪いと言うことで、今後も続けられないということでもあります。代わりの方を地区の方から選んでいただいているところでございます。このあと議会等に諮っていきながら進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。あと、地域計画の方も地区で話し合いの方進めさせていただいております。本当にお忙しい中日頃いろいろやっていただきましてありがとうございます。話し合いにつきましては3月ぐらいで1回区切りになって、田植えが終わったところにまた話し合いをはじめさせていただく予定としております。だいたいのところでこの次の会合で終わるところと、このあと3回目となるところもあるかと思えますけども、順次対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、平田委員さんが辞職されましたので、委員総数は19名となり、19名全員の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。

会議に先立ちまして、岡村会長より挨拶をお願いします。

会長

委員各位におかれましては何かとお忙しい時期だったとは思いますが、全員ご出席いただきましてありがとうございます。去る2月の26日に今回の協議事項の第9号、第10号に

つきまして、小委員会をこの部屋で開催させていただいて、事務局の案を協議し、本日の会議にお諮りすることになったわけでございます。慎重なご審議よろしくお願いいいたします。平田委員のお話もありましたが、これからも健康に十分ご留意いただいて、今後もよろしくお願ひ申し上げて挨拶とさせていただきます。

会長 会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

会長 本日の署名委員は 15 番委員、16 番委員の 2 名の方よろしくお願ひいたします。

会長 それでは議事に入ります。

議長 議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 31 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 4 件の申請がありました。面積は 田 13,411 m² 畑 716 m² 計 14,127 m²です。

受付番号 1 番です。

譲渡人さんは、〇〇〇〇さんで、申請地の現在の耕作者さんであります農事組合法人〇〇〇〇さんに譲り渡すものです。

受付番号 2 番と 3 番です。

こちらは譲渡人さん同士がいとこで、これまでは 3 番の所有者さんが両方の農地の面倒を見ていたのですが、このたびまとめて譲受人〇〇〇〇さんに譲り渡すことにしたものです。この農地はほかの 2 筆と仲間田になっておりますので、そこも合わせて譲受人さんが耕作するということです。

受付番号 4 番です。

譲渡人の〇〇〇〇さんは、以前から非農地通知証明願ひなどいろいろな案件でお名前が挙がっておられる方ですが、今回は農地として利用できるところを譲り渡す案件です。譲受人は申請地で家庭菜園をされたいということです。譲受人〇〇〇〇さんは現在耕作面積はありませんが、もともと農家の生まれで、畑仕事は小さい頃から手伝っていて経験も多少あるとのことでした。

全ての案件につきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第32号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回1件の申請があり、田 1筆 142㎡ です。

貸し農機具格納庫 1件 田 1筆 142㎡

受付番号1番です。

R5.10月除外受付案件です。除外のときは、〇〇営農が借受人として名前が挙がっていたので、当然転用申請は5条で提出されるものと思っていましたが、4条申請で提出されたため、いろいろ確認しましたところ、〇〇営農には建物を貸しているだけだということで土地は貸していないということでした。そういうことであるなら、貸し農機具格納庫ということで4条申請として受理することになりました。

申請者は、農業経営を拡大するために隣接農地を宅地化してS44年に農機具格納庫を、S55には乾燥施設を農地法の許可を得ずに新設していたことが判明しました。現在は、H24に〇

○営農が法人化したことに伴い、離農しておられます。○○営農は、設立時より○○営農組合の育苗施設兼農機具格納庫の一部を利用していましたが、規模拡大により農業機械が増えてきて、早急に新たな格納庫が必要となったため、離農して空いていた申請者の格納庫を貸すことにしたものです。

農地区分は1種農地、許可基準は農業用施設と判断しております。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 それでは、議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして、次の議題へ進みます。

議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第33号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回7件の申請があり、田 1筆 7,304 m² です。

現場事務所、駐車場敷地

(一時転用)	1件	田	2筆	2,840 m ²
車庫敷地	1件	田	1筆	162 m ²
資材置場	1件	田	1筆	992 m ²
住宅敷地	1件	田	1筆	252 m ²
銀行敷地	1件	田	4筆	1,078 m ²
廃材置場・停車場	1件	田	2筆	1,233 m ²
倉庫敷地	1件	田	1筆	747 m ²

計

7件 田 12筆 7,304 m²

受付番号1番です。

譲受人〇〇〇〇は、R5.4.28付で障がい者支援施設の移転新築をするという目的で転用許可を受けられまして、現在工事を進められているところです。今回、工事を行ううえで必要となる現場事務所、臨時駐車場用地及び表土・残土置き場として一時的に必要となる部分の申請をされるものです。

一時転用期間は、R6.4.1～R9.3.31の3年間です。3年の期間が終了するまでに農地に復旧するものです。

農地区分は農用地、許可基準は一時転用と判断しております。

受付番号2番です。

譲受人〇〇〇〇は、現在義父所有の既存宅地の一部を借りて住まいしておられます。自家用車は住まいの前の空いているところに青空駐車しているのですが、住まいが敷地の奥にあるため共有道路を通って入っていかなくてはならず、危険なため、通りに近いところに新たに車庫を建築するものです。

農地区分は1種農地、許可基準は集落接続と判断しております。

受付番号3番です。

譲受人〇〇〇〇は、建築内外装工事業、建築用コンクリート製品製造業を行っている会社で、これまでは所有敷地内を整理したり、不要施設を解体したりするなどして、製品及び製造するための型枠の保管場所をなんとか確保してきたが、生産量が少しずつ増加してきたことにより、製品及び型枠の保管スペースが確保できなくなったため、新たに資材置場として利用するために転用申請するものです。

農地区分は1種農地、許可基準は既存地拡張と判断しております。

受付番号4番です。

譲受人〇〇〇〇は、市外の共同住宅に居住しています。子供が生まれて手狭になったことから住宅建設を計画したものです。奥さんは、今は育休中ですが復職予定です。育児の協力を両親や祖父母にお願いする予定のため、また、両親・祖父母の面倒を将来的に見ていくことも考えて、実家の近くの敷地を申請することにしましたものです。

農地区分は1種農地、許可基準は集落接続と判断しております。

受付番号 5 番です。

譲受人〇〇〇〇は、地方銀行で旧〇〇町に支店を 2 店舗展開しておられます。2 店舗とも老朽化により建て替えの必要性が生じまして、この機会に近年の I T 化により 2 店舗を 1 店舗に集約することにされました。現店舗は、駅前に〇〇支店、商店街に〇〇支店として営業していますが、どちらも駐車場の確保が難しく、車社会の現代において、集客力に欠ける場所となっています。そこで、統合店舗の建設用地として、現店舗から近く、車での来店が便利である、幹線道路沿いの集客を見込める場所を探しまして、その結果用途地域であり、スーパーやドラッグストア、家電量販店が建ち並び集客が見込める申請地に統合店舗を建築することにしました。申請地には店舗部分と社用車 4 台を含む 15 台分の駐車スペースを設ける予定となっています。既存店舗は、取り壊し、売却予定です。雨水排水は、既設井を利用して前面市道の側溝に放流します。

農地区分は用途地域につき 3 種農地、許可基準は原則許可と判断しております。

受付番号 6 番です。

譲受人〇〇〇〇は、舗装用アスファルト合材の製造、販売、再利用が主要業務の会社であり、砺波地方に各プラントを設置し営業していた 3 社が中心となり設立した会社です。申請地に隣接した敷地に昨年プラントを設置し営業しています。3 社それぞれのプラントが老朽化並びに需要量減により解体され、このプラントに集約しております。そのため、砺波地方における舗装用アスファルト合材の製造・販売・再利用をほぼ担っている状態です。各種工事現場から排出されるアスファルト廃材は、プラントにて再利用するためにストックヤードが必須であり、現在のストックヤードでは不足している状況です。また、各工事現場から運び込まれるアスファルト廃材運搬のトラック、プラントにて精製されたアスファルト合材運搬のためのダンプトラックが路上待機停車することが日常化しており、近隣住民からの苦情や公衆用道路における待機による交通上の危険もあり、両方の機能を持った敷地の確保が急務となり今回の申請に至った次第です。なお、路上駐車は 10 台くらいいつもいる状態とのことです。

農地区分は 1 種農地、許可基準は既存地拡張と判断しております。

受付番号7番です。

譲受人〇〇〇〇は、物品リース業、物品販売業を営んでいる会社ですが、近年の業績が好調のため、取り扱い商品が増え、商品・資材・道具等の置場が不足状態となっています。また、輸入床材の販売代理店となり、大型の資材を保管する場所を確保するため、大規模な倉庫を建築する必要がありますのですが、現在の敷地には既に事務所、倉庫等が建築されており、駐車場としても利用されているため、新たに倉庫を建築する余裕はないため、新たに倉庫を建てる敷地として申請するものです。

農地区分は1種農地、許可基準は既存地拡張と判断しております。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

それでは、議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。議案第34号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第34号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

利用権設定等に関する案件で、今回は2月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、151件・472筆の申請がありました。面積は、田947,979.95㎡ 畑2,551㎡ 計950,5310.95㎡です。

1番は新規設定ということで、前回の案件でもあがっていましたが、同様の受ける方、設定する方でありまして0円設定となっております。仲間田で1枚のところであります。

2番と3番ですが、地元の営農組合に合わせて全7筆預ける

形になっています。

4番も、同じく地元の営農組合に預けるもので、既に3筆預けてまして、今回4筆預けることにしてこれで全部預けることになるものです。

5番から11番は、〇〇〇〇さんが受けられることになっています。受けるのは当然厳しいのですが、地元からの要望やご意見もありまして、0円で受けさせていただいているということでした。

14番は隣の田んぼと仲間田ということで、そちらと合わせて今回設定されるということです。

16番は1筆だけですが、今回新たに設定されたものです。

22番と23番は、どちらも同じところに預けていたのですが3月いっぱいの契約になっていまして、それが満了して新たな方をお願いすることになったものです。

24番、25番は別の地域の農地ですが、同じ方に預けるということです。25番は仲間田になっていて既に作っているということで今回一緒にあがってきたものです。

29～31番は、29番は5筆あるのですが、そのうちの1筆と仲間田になっているのが30番と31番ということだそうです。

88～91番は、新設定で0円設定となっています。これまで所有者さんが作っていたのですが、管理がよくなかったということで、新たに法人さんが作付けするには条件が悪いということで、0円設定となっているということでした。

92番は、既に面積の大きな筆を預けておられまして、今回残りの小さめの筆も預けることにしたものです。

96～97番は、同じ担い手さんに新規で預けるものです。

102番も、地域の担い手に新たに預けることになったものです。

105番以降は、中間管理機構を通しての契約ということで新規設定となっております。

その中で106番と150～151番が0円設定となっています。こちらの方は飯米での精算ということだそうです。

流動化率は前回より微増の61.30%です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 34 号 農用地利用集積計画（案）の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。

続きまして、協議事項へ進みます。

協議第 8 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 8 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

除外の受付番号 1 番です。

譲受人は市で、仮称桜ヶ池工業団地を造りたいということです。まだ詳しい内容が公表できないということで、このような仮称になっているそうです。県と国と協議を進めてる途中で仮称での除外申請ということだそうです。転用申請の際には、正式な転用目的で申請がされることとなります。191,470 m²とかなりの面積を利用して、エリア内に公園やコテージと体験農業とかいろいろ設ける大規模な計画なので、いろいろご意見があるかと思いますが、まだ内容も流動的な部分もあり詳しいことはお載せできていない状況です。詳細は今後検討を重ねていくものと思われまます。

除外の受付番号 2 番です。

譲受人〇〇〇〇さんは、もう南砺市に移住してこられていて、そこに住まわれて柿とかを作っておられます。最近になりまして、宅地と思っていたところが農地だったということが判明しまして、是正申請されるものです。

除外の受付番号 3 番です。

譲受人〇〇〇〇さんは、譲渡人〇〇〇〇さんの息子さんで、分家住宅を建てる敷地として利用したいと申請があがったものです。線路沿いの田で、細長い三角形みたいなところなの

ですが、今回必要面積に分筆をされて申請するものです。残った三角形の部分は家庭菜園として使いたいということです。

除外の受付番号4番です。

譲受人〇〇〇〇さんは、運輸会社さんで既存の駐車場はあるのですが、従業員用とか来客用が狭くて、日中は配車でトラック関係が動き回っておられまして、そういったものが入りるのでトラックとかが駐機する場所がほとんどない状態で困っているということです。土日になると敷地に詰めてやっと停めている状態ということで、新たに駐車場を設けたいということです。

除外の受付番号5番です。

譲受人〇〇〇〇さんは、3年程前に申請地の西側に除外を受けて工場の用地ということで資材置場等設けておられまして、更に今回は職員駐車場を設けられたいということです。白い所には新社屋を建てられたいということで、新社屋に移転したあとのところはまた駐車場として利用したいということです。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 1番の案件について、所有者の人数が多いですが、登記関係はちゃんとうまいことになっているのか。

事務局 登記は許可が出てからなので、これからになります。専用の部署を設けて、申請にあたっては皆さんから同意の印をいただいているので、問題はないかと思われま。

〇〇委員 わかりました。

事務局 農地だけで19haなので、それ以外の地目も含めれば30haと非常に大きな面積を要する事業となっています。これだけの面積をこの場所で転用するのは非常に難しく、農産法に基づいて計画を立てて、取り組むということになっています。農産法のほうも今は工業団地となっていますが、サービス業も大丈夫になりましたので、今回こういう形で進めさせていただくということでご理解をいただけたらと思います。

〇〇委員 私たちは農業関係の委員ということになりますので、界限には農地がまだたくさんあるので、既存の用水の水はしっかり確保してあげてほしい。それから今事務局が言われた農地でないところはもともと〇〇役場の土地でないかなと思われる。あそこへんの下には、小矢部川上流用水の大きい水管が通っているのだが、そういうのもこの間の地震みたいのが起こってずれたりして修繕とかになった場合、その水管の上にレストランやコテージが建つと小矢部川上流用水が工事できないとなる。建てたなりのレストランをユンボで壊さんなんようになる。杭など打つなりして、この下には水管が通っていると分かるようにしておくとか、このような農業に関することがいくつかあると思うので、既存のものをしっかり守ってあげてほしい。農業関係しか私たちは発言できないもので、そこらへんの配慮をお願いしたい。

事務局 そこらへんについては、協議させていただいていると思います。たぶん、いろいろと土地改良区とは話をしているとは思っています。ただ、あそこらへんパイプラインですから、そこが使えるか使えないかとなると別問題で話は出ているみたいです。

〇〇委員 用水とパイプラインはまた違う話では。

〇〇委員 個人的にお話し聞いたときに、ここに大井川があつて、排水関係は全部大井川を利用すると伺っていた。全部地ならしするので、そうなりとやっぱり排水関係は大井川を利用すると聞いていますが、何か聞いてますか。

事務局 生活的な排水・汚水は下水にしっかり流していくとは思いますが、公園ですので当然水は大井川に排出されると思っています。

事務局 パイプラインの話ですが、さきほど担当課に確認しましたら大口径のやつはちゃんと把握しておりまして、ラインも抑えておりまして、当然そこにはそういった施設は建たないという方向で進めているということでした。

- 〇〇委員 既設のパイプラインを壊すということですか。
- 事務局 田んぼでないところの傾斜のあるところは触るかもしれないが、幹線は触らないというか壊さないということです。
- 事務局 盛土になるのか切土になるのか分かりませんが、なだらかな感じになるから、一部はパイプラインが止められるところはあるかもしれませんが、幹線はいじらないと思います。
- 〇〇委員 この網掛けの周りから小さな水があちこちから流れ集まっているところで、この谷に入っているところもあるかと思うが、そういう水の扱いはどうなるか何か聞いてますか。
- 事務局 排水は全部近くの大井川に行くと思う。逆に立野原西は是ヶ谷のため池から流れている用水を使うと思います。
- 〇〇委員 とにかく農地をこれだけ潰して行うのだから、何年かしてギブアップしてあとは荒れ放題にならないように事業をしつかりしていただきたい。
- 事務局 このあと 5 条転用申請が出されることになるが、農業地域の産業導入を促進する法律で指定された地域であるので、3 種と同じ扱いになって原則許可となります。
- 議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。
- (異議なし)
- 議長 ご異議がないようですので採決をとります。
- 議長 協議第 8 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

協議第 9 号 農地の賃借料情報について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 9 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

平成 21 年の農地法改正により小作料制度がなくなり、それ以降は 1 年間の利用権設定等の情報をもとに最高金額・最低金額・平均金額を情報として公開するようになったものがあります。資料には過去 3 年間のものを載せてあります。調査件数を見ると、昨年 1,900 件のところ今年は 2,700 件ということで増えてきています。この案件については、先月 26 日に小委員会を開催して、そちらでご指摘いただいた部分を修正して本日お示しさせていただいています。本日承認をいただきましたら広報紙やホームページにて公表する予定です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

協議第 9 号 農地の賃借料情報について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

協議第 10 号 令和 6 年度南砺市農作業標準料金について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 10 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

一般的には、見直しをかけると向こう 3 年間というスパンでこれまでできておりました。令和 3 年に 3 年間が終わったと

ということで4～6年分として見直しをかけて行っておりましたら、昨年度、昨今の世界情勢もありまして高騰したということで、令和5年には5年分～令和7年分として協議いただきました。今年はどういう思いもあったのですが、県農業会議からの参考資料を見ると軒並み昨年から5%ほど上昇しております。このことを受けましてこのような形でお諮りさせていただいています。県農業会議の資料を基にして南砺市の伸び率を合わせたものとさらに近隣市町村や県下の状況も参考にしまして、算出したものが令和6～8年の金額です。こちらもちょうど2/26の小委員会でご審議いただきました。こちらの料金表も本日承認いただければ、市の広報紙やホームページで周知する予定です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 何月の広報ですか

事務局 4月広報です

〇〇委員 広報に出るまでは公表できないのですか

事務局 この場で決まればホームページにも載せますので、公表となります。

議長 ほかに、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

協議第10号 令和6年度南砺市農作業標準料金について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものとした

します。

議長

続きまして報告事項へ進みます。

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第9号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回23件の届出がありました。

面積はすべて田26,315㎡です。

受付番号1～2番は、5条転用申請をするために合意解約したものです。

受付番号3～4番も、5条転用申請をするために合意解約するものです。

受付番号5番は、3条申請をするために合意解約するものです。

受付番号6～7番も、3条申請をするために合意解約するものです。

受付番号8番は、5条転用申請をするために合意解約するものです。

受付番号9番は、4条転用申請をするために合意解約するものです。

受付番号10番は、中間管理機構通しの契約にするために合意解約するものです。

受付番号11～12番は、所有者が自家菜園として利用するために合意解約するものです。

受付番号13～14番は、一部面積のみの契約を全面積に変更するために合意解約するものです。

受付番号15～16番は、所有者の畑として利用する筆であることが判明したため、合意解約するものです。

受付番号17～18番は、宅地に転用する予定があるため合意解約するものです。転用申請はまだ出ていません。

受付番号19～20番は、一部家庭菜園部分が含まれていたため、一旦合意解約するものです。

受付番号21～22番は、担い手を変えて相對契約するために合意解約するものです。

受付番号23番は、5条転用申請をするために合意解約する

ものです。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長 それでは、その他の案件につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 ・ 3/5 武蔵野市農業委員会視察来庁予定
・ 3/13 (水) 農業委員研修会の出欠

議長 ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

議長 以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

議長 次回の総会は令和6年3月26日(火)午後2時から、場所は南砺市役所別館大ホールとなります。

以上で、南砺市農業委員会第8回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時38分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長